

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達について (1/3)

「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」の一部改正について、2026年6月1日付で通達され、同日より適用されました。その概要としては、以下の2点になります。

(1) 別表第二、別表第三及び別表第五を別表第十二に一本化するための見直し

(2) 別表第十二について、国際的な技術動向を反映させるための見直し

1. 改正の内容

(1) 別表第二（電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品）、別表第三（ヒューズ）及び別表第五（電流制限器）について、旧来より使用されてきた日本特有の例示基準から、国際規格等に準拠した別表第十二に一本化され、それぞれ次の規定になりました。

別表第二 電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品
別表第十二に掲げる基準のうち電線管、フロアダクト及び線樋並びにこれらの附属品に該当する基準を適用するものとする。
別表第三 ヒューズ
別表第十二に掲げる基準のうちヒューズに該当する基準を適用するものとする。
別表第五 電流制限器
別表第十二に掲げる基準のうち電流制限器に該当する基準を適用するものとする。

また、これに伴い、別表第六、別表第八及び別表第十二から、「別表第二」又は「別表第三」を引用していた個所、並びに2024年の改正から「旧解釈別表第一」、「旧解釈別表第四」又は「旧解釈別表第七」を引用していた個所については、それぞれ次のように置き換えられました。

「別表第二」 → 「2026旧解釈別表第二」

「別表第三」 → 「2026旧解釈別表第三」

「旧解釈別表第一」 → 「2024旧解釈別表第一」

「旧解釈別表第四」 → 「2024旧解釈別表第四」

「旧解釈別表第七」 → 「2024旧解釈別表第七」

(2) 別表第十二（国際規格等に準拠した基準）について、最新の国際的な技術動向を反映させるため、採用済みの国際規格（IEC規格）に準拠したJISを、最新版に置き換えるの見直しが行われました。また、「表3 遠隔操作機構を有するものに関する技術基準」に規定されていたJ1000(H14)については、別表第四及び別表第八の遠隔操作機構を有するものに関する基準との整合を図るため、J1000(2026)に見直されました。見直しが行われた基準の一覧は以下のとおりです。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達について (2/3)

a. 改正する規格

次の表に示す採用済みの基準をより新しい版のJISに置き換える12規格及びJ1000(2026)が改正されました。

No.	基準番号	表題	整合規格（JIS等）	適用範囲に含まれる主な電気用品
J60309-1		工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット		
1	J60309-1(2026)	工業用プラグ、固定形又は可搬形コンセント及び機器用インレット	JIS C 8285:2025	差し込みプラグ、コンセント等
J60320シリーズ		家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ		
2	J60320-1(2026)	第1部：一般要求事項	JIS C 8283-1:2025	差し込みプラグ、コンセント等
J60335シリーズ		家庭用及びこれに類する電気機器の安全性		
3	J60335-2-16(2026)	第2-16部：：食品くすディスプレイの個別要求事項	JIS C 9335-2-16:2025	ディスプレイ
4	J60335-2-55(2026)	第2-55部：水槽用及び庭池用電気機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-55:2025	観賞魚用ヒーター、観賞魚用電気気泡発生器
5	J60335-2-59(2026)	第2-59部：電撃殺虫器の個別要求事項	JIS C 9335-2-59:2025	電撃殺虫器
J60670シリーズ		家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ		
6	J60670-21(2026)	第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	JIS C 8462-21:2025	金属製のボックス、合成樹脂製等のボックス等（懸架手段を備えたもの）
7	J60670-22(2026)	第22部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	JIS C 8462-22:2025	金属製のボックス、合成樹脂製等のボックス等（フローティング端子等を同梱したもの）
J60974シリーズ		アーク溶接機		
8	J60974-7(2026)	第7部：トーチ	JIS C 9300-7:2025	アーク溶接機
J61386シリーズ		電線管システム		
9	J61386-1(2026)	第1部：通則	JIS C 8461-1:2025	（個別規格による）
10	J61386-21(2026)	第21部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項	JIS C 8461-21:2025	金属製の電線管、合成樹脂製の電線管等
11	J61386-22(2026)	第22部：プライアブル電線管システムの個別要求事項	JIS C 8461-22:2025	一種金属製可撓電線管、二種金属製可撓電線管、合成樹脂製可撓管、CD管等
12	J61386-23(2026)	第23部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項	JIS C 8461-23:2025	その他の金属製可撓電線管、金属製のカップリング等
J1000		通信回線を利用した遠隔操作に対する要求事項		
13	J1000(2026)	通信回線を利用した遠隔操作に対する要求事項	別紙204（2026）	（遠隔操作機構を有するもの）

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達について (3/3)

b. 猶予期間経過等により削除する規格

次の表に示す過去の改正による猶予期間が経過した5規格及びJ1000(H14)は削除されました。

No.	基準番号	表題	整合規格（JIS等）
1	J60974-5(H25)	アーク溶接装置—第5部：ワイヤ送給装置	JIS C 9300-5:2010
2	J61084-1(H14)	電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム—第1部：一般要求事項	JIS C 8471-1:2000
3	J61084-2-1(H14)	電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム—第2-1部：壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキング及びダクティングシステムの個別要求事項	JIS C 8471-2-1:2000
4	J61084-3-1(H30)	電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム—第3-1部：金属製線び、金属製線び用附属品及び金属製線び用ボックスの個別要求事項	JIS C 8471-3-1:2017
5	J662368-1(2020)	オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術機器—第1部：安全性要求事項	JIS C 62368-1:2018 + 追補1(2019)
6	J1000(H14)	遠隔操作機構を有するものに対する要求事項	別紙204

4. 猶予期間

今回の改正では、改正から3年間（2029年5月31日まで）は、改正後の別表第二、別表第三及び別表第五の適用については、なお従前の例によることができ、別表第十二（J1000(2026)を除く。）については、なお置き換える前のJISによることができます。

詳細については、以下のWebサイトをご確認ください。

- ・経済産業省 電気用品安全法のページ：

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/topics.html#t8>

- ・（参考）パブリック・コメントの結果：

[https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?
CLASSNAME=PCM1040&id=595226020&Mode=1](https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=595226020&Mode=1)

解釈改正に伴い、JETではS-JET認証の基準変更試験を随時実施いたします。猶予期間終了間際になると試験申込が混み合うことがありますので、お早めにご対応いただきますようお願いいたします。基準変更試験等についてのお問い合わせは、カスタマーサービスセンター（cs@jet.or.jp）までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

（一財）電気安全環境研究所

ビジネス推進部 カスタマーサービスセンター

E-mail：cs@jet.or.jp

